

## 「求職者支援訓練補償制度」のご案内

(団体総合補償制度費用保険「WIZ」-行事参加者補償制度費用保険特約、保険料確定特約)  
(施設所有(管理)者賠償責任保険-見舞費用補償特約、保険料確定特約)

求職者支援訓練の実施機関の皆様には、求職者支援訓練の受講生が訓練中や通所途上に被ったケガ・疾病についての損害を補償するための保険加入を推奨されています。Chubb損害保険では訓練校および求職者支援訓練生の皆様に安心して訓練に取り組んでいただけるよう、本補償制度をご用意いたしました。

### 補償制度の特長

1. 訓練中だけでなく、通所途上のケガや※疾病を補償します。
  - ※ 団体総合補償制度費用保険では、ケガおよび下記※特定疾病を補償します。施設所有(管理)者賠償責任保険の見舞費用補償特約では偶然な事故によるケガ・特定疾病を含め全ての病気を対象として、見舞費用保険金をお支払いします。
  - ※ 特定疾病とは、急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患・くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患・気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患・細菌性食中毒・日射病・熱射病等の熱中症・低体温症・脱水症のことをいいます。
2. 補償開始後にあらたに対象となられた受講生の方も自動的に補償の対象となりますので、加入漏れの心配はありません。

### 補償の内容

#### 【団体総合補償制度費用保険】

★保険期間内に、職業訓練中・通所途上の求職者支援訓練生に生じた傷害事故・特定疾病について求職者支援訓練実施機関がその定める災害補償規程に基づく補償に対し、引受保険会社が保険金をお支払いいたします。（給付対象者は求職者支援訓練生）

補償内容	補償金額		
	Aプラン	Bプラン	Cプラン
災害死亡補償	500万円	200万円	200万円
後遺障害補償	程度に応じて 最高500万円	程度に応じて 最高200万円	程度に応じて 最高200万円
入院補償(日額)	3,000円	3,000円	1,500円
通院補償(日額)	2,000円	1,500円	1,000円

入院補償および通院補償は、1日目から補償の対象となります。

## 【施設所有（管理）者賠償責任保険－見舞費用補償特約】

★保険期間中に求職者支援訓練において他人の生命や身体を害したり、他人の財物に損害を与えた場合に、訓練校が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。見舞費用補償特約では、偶然な事故によるケガ・特定疾病を含む全ての病気を対象として、見舞費用保険金をお支払いします。

補償内容	補償金額
訓練に起因し身体障害(ケガや病気)で賠償責任が発生した場合	支払限度額 5 千万円(各プラン共通)
見舞費用補償 (ケガや病気)	支払限度額 死亡: 50 万円 後遺障害: 程度に応じて最高 50 万円 入院: 期間に応じて最高 10 万円 治療: 期間に応じて最高 5 万円

## 保険料

訓練 期間	20 名分保険料			1 名あたり保険料		
	A プラン	B プラン	C プラン	A プラン	B プラン	C プラン
2 ヶ月	35,000 円	35,000 円	35,000 円	約 1,750 円	約 1,750 円	約 1,750 円
3 ヶ月	44,320 円	35,000 円	35,000 円	約 2,216 円	約 1,750 円	約 1,750 円
4 ヶ月	58,830 円	41,060 円	36,400 円	約 2,942 円	約 2,053 円	約 1,820 円
5 ヶ月	73,540 円	51,330 円	38,170 円	約 3,677 円	約 2,567 円	約 1,909 円
6 ヶ月	88,250 円	61,590 円	45,790 円	約 4,413 円	約 3,080 円	約 2,290 円
12 ヶ月	176,490 円	123,180 円	91,580 円	約 8,825 円	約 6,159 円	約 4,579 円

上記保険料は一例です。1 講座受講生 20 名で計算しております。また求職者支援訓練補償制度の実施状況により保険料が異なる場合がございます。なお、最少受講生は 20 名、最低保険料は団体総合補償制度費用保険が 3 万円、施設所有(管理)者賠償責任保険が 5 万円となります。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

## ご契約の流れ

### 【契約時】

①講座の見込み受講者数、期間等をお知らせください。保険料を算出いたします。

※講座開始時に講座期間の平均受講者数は 20 名以上となります。

②申込書にご捺印をいただき、保険料を保険始期前までにお支払いください。

受講者の名簿の提出は必要ありませんが、毎月一定日(月初)における受講者数および訓練実施日数をお知らせください。

③ご契約に次のようなことが生じた場合には、ただちに取扱代理店または弊社までご通知ください。

住所を変更された場合・補償規程および見舞金規程の記載事項に変更が生じた場合

### 【精算時】

原則保険料確定特約付きのご契約となります(満期時に保険料精算をしない形での契約)

ご希望によっては、暫定保険料契約もご対応可能です。

暫定保険料契約の場合、賠償責任保険および団体総合補償制度費用保険については、ご通知いただきました受講者数に基づき、確定保険料と暫定保険料の差額を精算いたします。ただし、確定保険料と暫定保険料の差が5%以内の場合は、団体総合補償制度費用保険部分の保険料精算は行いません。

# 保険金をお支払いする主な場合

団体総合補償制度費用保険(行事参加者補償制度費用保険特約)・施設所有(管理)者賠償責任保険(見舞費用補償特約)

保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いできない主な場合
団体総合補償制度費用保険	対象となる損害	下記の場合において、求職者支援事業参加中に偶然発生した被補償者(注1)のケガまたは特定疾病(注2)(「補償適用の原因(注3)」といいます。)に対して、被保険者が「補償規程(注4)」に基づき、費用を負担したことにより被る損害に対して、下記の保険金を被保険者にお支払いします。
	災害死亡補償保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に被補償者が死亡した場合に、災害死亡補償保険金の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害補償保険金がある場合は、災害死亡補償保険金からその金額を控除した残額をお支払いします。
	後遺障害補償保険金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、ケガをした日からその日を含めて180日以内に被補償者に後遺障害が生じた場合、または特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合。支払割合(最高100%)は、後遺障害の程度に応じて決定します。
	療養補償保険金	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合に、入院1日につき保険金をお支払いします。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。
	手術保険金	療養補償保険金(入院日額)が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、補償適用の原因の治療のために所定の手術を受けた場合。療養補償保険金(入院日額)に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額とします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限ります。
	通院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合に、通院1日につき保険金をお支払いします。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日分を限度とします。

- 下記のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。
- ① 保険契約者・被保険者・保険金受取人・被補償者の故意・重過失
  - ② 被補償者の自殺行為・闘争行為・犯罪行為
  - ③ 被補償者の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用
  - ④ 被補償者の無資格運転中・酒酔い運転中の事故
  - ⑤ 戦争・暴動など
  - ⑥ 求職者支援事業開催日の直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患(継続契約の場合で、継続して2年以上被補償者である者を除く)
  - ⑦ 該当する補償規程がない場合
  - ⑧ 該当する補償規程を弊社が了知していない場合等

## 【用語の説明】

(注1) **被補償者** : 「被保険者」である訓練校が主催する求職者支援訓練(※)の受講生で参加者名簿に記載された者  
(※)あらかじめ約定した求職者支援訓練をいいます。

(注2) **特定疾病** : 次の疾病をいいます。

急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患／くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患／気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患／細菌性食中毒／日射病・熱射病等の熱中症／低体温症／脱水症

(注3) **補償適用の原因** : 被補償者が被った次のケガまたは特定疾病

- ① 「被保険者」である訓練校が主催する求職者支援訓練参加中のケガまたは特定疾病
- ② 上記①の求職者支援事業参加のための往復途上のケガまたは特定疾病(ただし、求職者支援訓練参加を目的として住居を出発する前に、参加者名簿で事前に参加が確定している方に限ります。)

(注4) **補償規程** : 「被保険者」である訓練校が「被補償者」である求職者支援事業受講生に対する補償を定めた規程・規約・協定等で明文化されたもの

保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険	求職者支援訓練の運営管理や活動に起因して、受講生の皆様や第三者の方の身体に損害を与えたことにより、訓練校が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。	① 訓練校の故意によって生じた賠償責任 ② 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒擾(じょう)、労働争議に起因する賠償責任 ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する賠償責任 ④ 訓練校と他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑤ 訓練校が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑥ 訓練校が個人または個人事業主の場合、同居する親族に対する賠償責任 ⑦ 訓練校の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ⑧ 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任 ⑨ 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任 ⑩ 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑪ 職業的行為(介護実習、看護実習、美容実習またはこれらに類似の実習等)に起因する損害賠償責任等
	見舞費用補償特約	
<p>■ご契約に際しては、「補償規程」「見舞金規定」の写しをご提出願います。</p> <p>■保険期間終了後遅滞なく、保険期間中の求職者支援訓練開催日、開催時間数、受講生数等をご通知いただき、原則として保険料の確定精算を行います。</p> <p>■訓練校は参加者名簿の備付けが必要となります。参加者名簿にお名前の記載がない方に係る損害は、保険金支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。</p>		<p>■ご契約に次のようなことが生じた場合には、ただちに取扱代理店または弊社までご通知ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 住所を変更された場合</li> <li>② 補償規程の記載事項に変更が生じた場合</li> </ol>

## **事故が起こったとき**

事故が発生した時は、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

**取扱代理店**

**株式会社東京セントラル**

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 7-5-25

西新宿木村屋ビルディング2F

**TEL:03-3364-1717 FAX:03-3364-6324**

**<http://www.tokyo-central.co.jp>**

引受保険会社

---

**Chubb 損害保険株式会社**

東京支店

〒141-8679 東京都品川区北品川 6 丁目 7 番 29 号

ガーデンシティ品川御殿山

Tel: 03-6364-7070 (代)

<http://www.chubb.com/jp>